



二

41

*

●

●

●

●

4

E-1534

0:16

通商局長 抄

第一編 (西)

乙 號 ④

次 官

三月廿六日
農林省
方合情

和蘭公使依頼ノ件

政府所蔵

英領印度及蘭領印度向日本米輸出指定商ハ九ノ二店

ナリ

英領印度(孟買)

岩井 商店 (本店 大阪 支店 東京)

蘭領印度

日本棉花株式會社 (本店 大阪 支店 東京)

目下前記兩地方ヘモ多ク日本米輸出セラレマアリ 若シ

外國船ノ運賃カ日本船ヨリモ低廉ナラバ外國船ニ依ル

輸送モ考量スヘシ 右ハ日本船中運賃ヲ貪リ居ルモノ

外 務 省

乙 號 ④

ニ對シ及省ヲ促ス手段トモナルヘシ 尤モ日本米輸送

問題ハ前記指定商ノ取扱フ所ナルモ農林省トシテモ

利害ヲ感スル次第ニ付和蘭汽船會社ヨリ農林省

米穀課(渡辺技師)ヲ來訪セラルヘシ 指定商ニ對スル

紹介其他ノ便宜許サスヘシ

外 務 省

3/2/31

通

別紙添付

(添付紙)ト

通一機密第一五一號

昭和六年四月十三日

外務省通商局長 武 富 敏 彦

農林省農務局長 石 黒 忠 篤 殿

爪哇ニ於ケル日本米輸入ニ關スル件

本件ニ關シ今般在「スラバヤ」姉齒領事ヨリ別紙寫ノ通報告アリタルニ付右茲ニ送付ス

外務省

6.3

機密第六四號

昭和六年三月十三日

在スラバヤ
領事 姉齒準平

外務大臣 男爵幣原喜重郎殿

爪哇ニ於ケル輸入日本米ニ關シ報告ノ件

日本棉花株式會社當地支店カ客年十一月來日本ノ舊米ヲ輸入シツアル次第ハ既ニ御承知ノコトト存スル處右ニ對シ從來當地方ニ於ケル當業者ノ反對又ハ新聞等ニ何等記事ヲ掲ケタルコトナカリシモ最近當地ノ「スラバヤ、ハンデルスブラット」紙ニ「マカツサル」通信トシテ

外務省

6.3

「南「セレベス」地方ニ於ケル米作狀況ハ平年ニ於テハ同地方ノ
需要ヲ自足シ得ルノミナラス東部「ボルネオ」ニモ移出シ來リタ
ル處最近日本米カ同地方ニ輸入セラルルニ至リ而モ「セレベス」
米（白米）カー「ビクル」ニ付七盾五十仙乃至十盾ナルニ對シ日
本米ハ「ビクル」六盾二十五仙ニテ賣却セラレ「セレベス」ノ
下等米ニ比スルモ實ニ一盾二十五仙ノ安値ナルノミナラス日本米
ハ尙五盾五十仙位迄ハ引下クルコトヲ得ル趣ナリ之カ爲一般ノ需
要ハ格安ノ日本米ニ集マリ「セレベス」米ハ全ク賣行不振トナリ
手持ノ已ムナキニ至リ而モ日本米ハ「ボルネオ」方面ニモ行亙リ
居ル爲此ノ方面ニ移出スルコト不可能ニシテ又爪哇米ハ品質優良
ナルヲ以テ安値ノ外國米ヲ輸入シテ爪哇米ヲ歐洲ニ輸出スルコト

（赤梓紙）ト

6.3

外務省

ヲ得ヘキモ「セレベス」米ハ品質爪哇米ニ劣ルヲ以テ之ヲ外國ニ
輸出スルコトモ亦不可能ナル次第ニテ一般農民ハ尠カラス困惑シ
ツツアリ右ノ如ク日本米輸入ノ影響ハ單ニ農民ノミナラス貿易上
ニモ相當重大ナルモノアルヲ以テ宜シク政府ハ之カ輸入禁止或ハ
輸入税ノ引上ヲ爲スヘキナリ

（赤梓紙）ト

云々ノ記事ヲ掲ケタルヲ以テ日本棉花支店ニ就キ取調ヘタル處「マ
カッサル」ニ試験的ニ約合計一千五百噸ノ日本米ヲ輸入シタルコト
ハ事實ナルモ同地ハ市場小ニシテ且玄米ノ輸入ハ不向ナル等ノ事情
ニ依リ其ノ後同地向輸出ヲ止メ專ラ爪哇ニ輸入シツツアル趣ナリ又
現在爪哇ニ於ケル日本米ノ輸入數量ハ一ヶ月平均約五千噸ニシテ客
年十一月以降ノ當領ニ輸入シタル日本米ハ合計約二万四千噸ニシテ

6.3

外務省

(赤 梓 紙) ト

「スラバヤ」ニ於ケル卸賣相場ハ上等品玄米一「ビクル」ニ付四盾
九十仙ニシテ市中ニ於ケル白米ノ小賣相場ハ爪哇米一等品十盾五十
仙二等品九盾ニ對シ日本米ハ六盾七十五仙乃至八盾ナリト云フ
尙一屯ハ一六・四七「ビクル」ニシテ一「ビクル」ハ約我カ二斗七
升ニ相當ス

右何等御參考マテ報告申進ス

外
務
省

6.3

E-1534

0:20

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>

は(ト)

昭和六年十二月十五日着

犬養外務大臣宛 在「スラバヤ」佐々領事館事務代理發電

(依頼電報)

當地日本綿花ヨリ委託販賣ニ係ル政府米ハ外米ノ暴落ト日支問題ノ
爲華商筋ノ買控テ本年内處分出來難キ事情陳情アリ右事實ニ相違無
キニ付其旨農林省ヘ移牒アリ度シ

6.11

外務省